

2022年度 第3回理事会 開催

【日 時】 2022年11月8日（火） 11:00～12:30

【会 場】 LEVEL21 東京會館 スタールーム
東京都千代田区大手町 2-2-2 アーバンネット大手町ビル 21階

【次 第】

1. 会長挨拶
2. 来賓挨拶（農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課長）

武田 裕紀 氏

3. 議 事

〔第1号議案〕 「2022年度上半期事業活動」報告の件

- ① 本年度の重点テーマと上半期の事業概要
- ② 持続可能な物流の構築「納品リードタイム延長問題」経過報告
- ③ 共通プラットフォーム構想による「EDI 共通基盤構築」進捗状況
- ④ 「環境問題アンケート」結果報告

日食協「サステナビリティ研究会環境問題分科会」座長

三菱食品(株)SCM 統括オフィス担当部長

小林 一之

- ⑤ 「次世代標準 EDI 検討専門部会」活動報告

日食協「次世代標準 EDI 検討専門部会」座長

大久保 敏男

- ⑥ 税務問題対応 WG 税制改正要望対応

「令和5年度税制改正等に関する要望書」

〔第2号議〕 その他



「第 51 回異業種交流委員会」開催

【日 時】 2022 年 10 月 13 日（木） 15:00～17:00

【会 場】 日食協 会議室より Zoom によるオンライン開催

【出席者】 （一社）日本加工食品卸協会（輪番幹事）

全国化粧品日用品卸連合会

全国菓子卸商業組合連合会

（一社）日本医薬品卸売業連合会

東京医療用品卸商協同組合

全国米穀販売事業共済協同組合

（出席者総数 29 名）

【議 題】 「インボイス制度対応」研修会

インボイス制度開始まで残り 1 年を切り、対応に万全を期すべく日食協

大久保参与を講師にインボイス制度対応に関するポイントの解説を行った。

2022年度 全国事務局会議 開催

【日 時】 2022 年 12 月 7 日（水） 13:00～14:00

【会 場】 日食協 会議室より Zoom によるオンライン開催

【出 席】 北海道支部 東北支部 関東支部 東海支部

北陸支部

近畿支部

九州・沖縄支部

本部事務局

【次 第】 ① 各支部より 2022 年度活動状況報告

② 本部事務局より報告、及び依頼事項等発表

③ その他

「2022年度情報システム研修会」開催

【日 時】 2022年10月28日（金） 13:30～16:00

【会 場】 日食協 会議室より Zoom（ウェビナー）によるオンライン開催

【次 第】 ・開会挨拶

（一社）日本加工食品卸協会 情報システム研究会 座長

国分グループ本社（株）執行役員情報システム部長 佐藤 登志也

・「日食協活動報告」

（一社）日本加工食品卸協会 専務理事

時岡 肯平

・「流通システム標準普及推進協議会」 活動状況

（一財）流通システム開発センター

流通システム標準普及推進協議会事務局長

坂本 真人 氏

・「製・配・販連携協議会」の活動状況について

（公財）流通経済研究所 専務理事

加藤 弘貴 氏

（研修会資料：<http://nsk.c.oco.jp/it.html>）



加工食品業界向け「インボイス制度対応」説明会 開催

【日 時】 2022年11月29日（火） 14:00～16:30

【会 場】 フクラシア八重洲 会議室 A

住所: 〒 104 0028 東京都中央区八重洲 2 4 1

住友不動産八重洲ビル（旧ユニゾ八重洲ビル）3 階

【開催形式】 会場及び Zoom（ウェビナー） によるオンライン（ハイブリッド形式）

- 【次 第】
- ・開会挨拶 日食協専務理事 時岡 肯平
 - ・「加工食品流通業界におけるインボイス制度対応」の説明
日食協 インボイス制度対応専門部会 座長 大久保 敏男
 - ・酒類・加工食品業界標準化推進会議におけるメーカーからの質問および
事前質問に対する回答
 - ・質疑応答

【参加者数】 会場参加 20 名、Web 経由参加 200 名

【使用資料】 http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20221125_1.pdf



支部活動

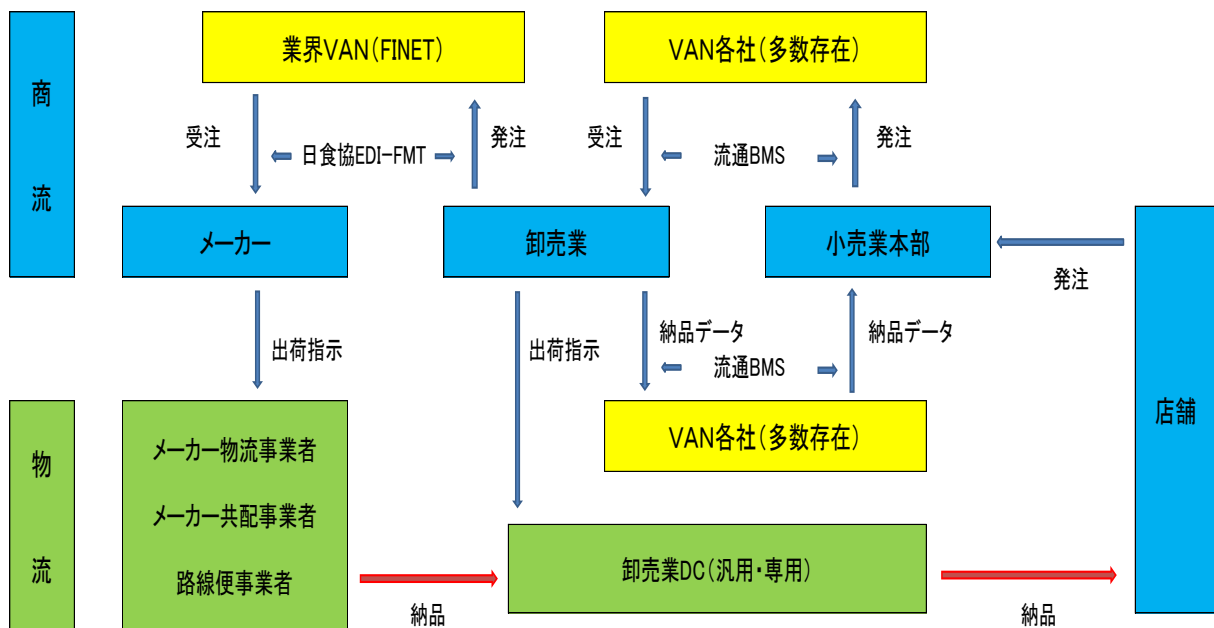
2022年度 各支部秋季研修会・交流会・連絡会資料

日食協 活動報告

2022年 11月～12月



加工食品サプライチェーンの商流・物流状況（現状）



1. 2022年度 重点テーマ

(1) 「持続可能な物流の構築」に向けた対応

- ・「納品リードタイム延長問題」
～メーカー・卸間の取組みから製配販3層の取組みへ～
- ・メーカー・卸間の業務効率化テーマの推進
- ・「N-Torus（トラック入荷受付・予約システム）」の拠点拡大と機能強化

(2) 「サプライチェーン全体を繋ぐデータ基盤の構築」に向けた対応

- ・卸各社が共有する「共通プラットフォーム」の構築
- ・メーカー・卸間の「次世代EDI」についての調査・研究

(3) 環境問題に対する食品卸売業としてのコミット

- ・「環境問題対応指針」に沿った啓蒙と運用
- ・「低炭素社会実行計画」の検証と見直し

2. 主要テーマの進捗と課題

(1) 「持続可能な物流の構築」に向けた対応

フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト（FSP）

① 目的

・フードサプライチェーン全体の使命である「生活者への途切れることのない食品供給」を将来にわたり維持発展させるために、先ずは喫緊の課題である「物流」課題の発掘とその解決策を製（製造業）、配（卸売業）、販（小売業）の三層でそれぞれの立場および個社の事情を超えて議論し、社会実装する。

② 構成メンバー ・小売業：日本スーパーマーケット協会（JSA）

全国スーパーマーケット協会（NSAJ）

オール日本スーパーマーケット協会（AJS）

・卸売業：日本加工食品卸協会（NSK）

・製造業：食品物流未来推進会議（SBM）

2. 主要テーマの進捗と課題

(2) 共通プラットフォーム「EDIデータ基盤」の構築 -「共通プラットフォーム構築専門部会」

① 小売・卸間EDIの現状と課題

- ・EDIフォーマットが様々で介在するVAN業者も多数存在
- ・卸側は各社ともに小売個社ごとの対応が必要

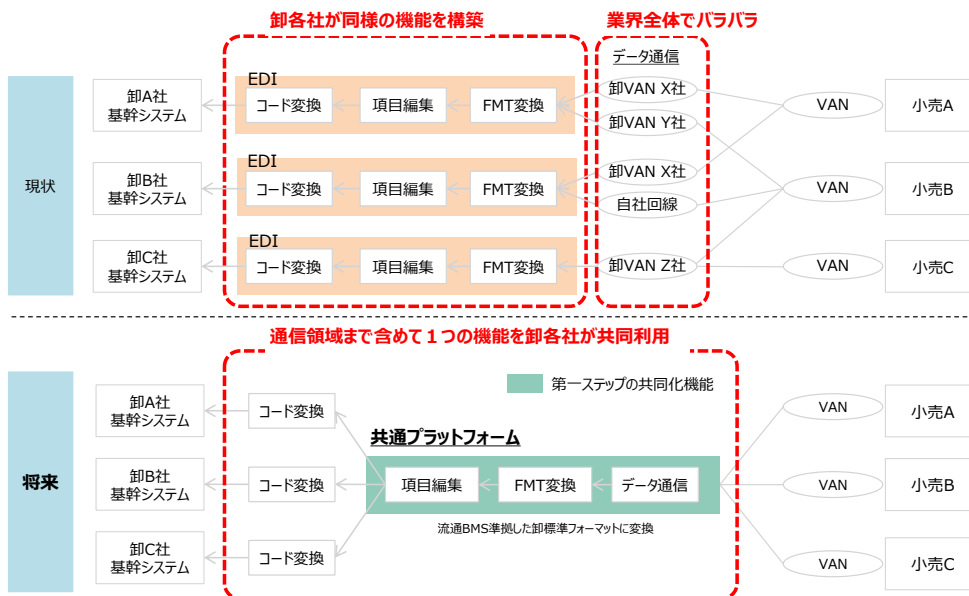
② 課題解決の方向性

- ・卸側受け口の共有化 - 「共通プラットフォーム」
- ・「EDIデータ基盤」を卸共同で構築し、
データ通信・FMT変換・項目編集を共同化

③ 事業化へ向けた検討

共通プラットフォーム化の対象範囲

- ・ 共通的な機能は企業間EDI共通プラットフォームで共同利用することにより、卸各社のシステム開発や保守工数の削減を図る。
- ・ 小売り各社のシステム修正などに影響されることなく、自社システムの安定運用を図る。(2023年度以降に想定される小売りシステム対応の平準化)
- ・ 将来的には、EDI共通プラットフォームを土台とし共同化できる機能を追加しDXの推進を図る。



2. 主要テーマの進捗と課題

(3) 次世代標準EDIの検討

－「次世代標準EDI検討専門部会」

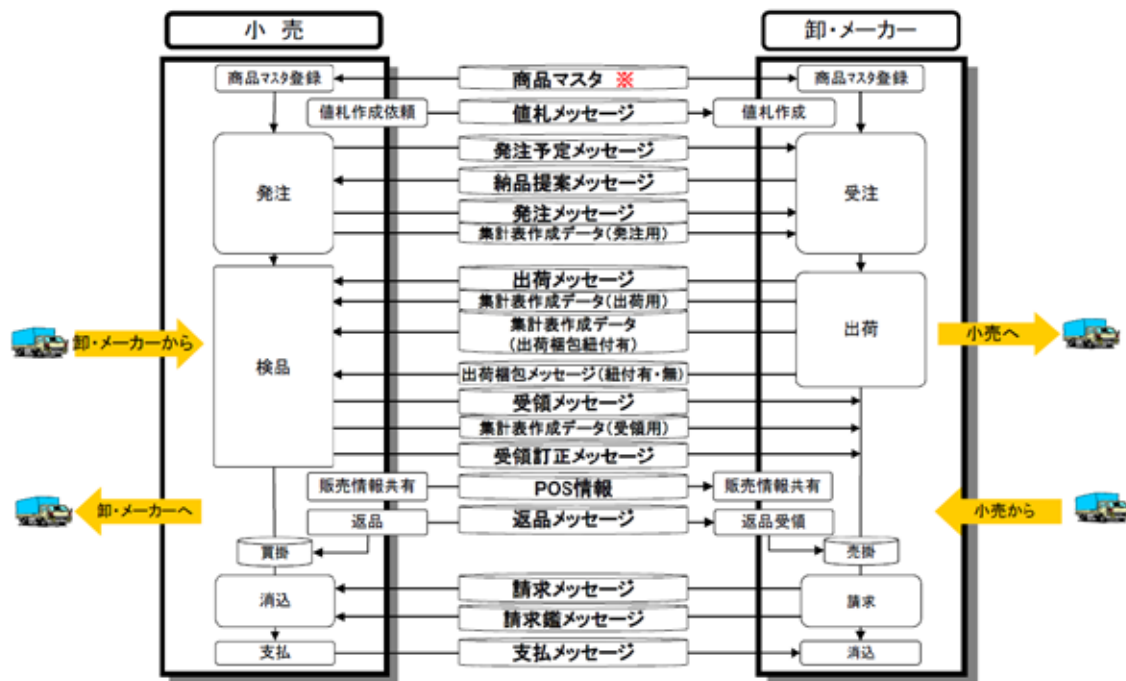
①メーカー・卸間標準EDIフォーマット（日食協フォーマット）

- ・ 1987年制定－35年が経過
 - ・ データ種：発注データ・出荷案内データ
販売実績データ・販促金請求データ
- ・ 現状での課題
 - ・ 技術的老朽化：送受信情報の限界
 - ・ 新たなデータ種の要望（支払い通知、物流）

②検討の方向性

- ・ 「あるべき姿」「ロードマップ」の作成
- ・ 小売り・卸間のEDI標準「流通BMS」の拡大活用

(3) 次世代標準EDIの検討 ・流通BMSメッセージ



出典:流通BMS 運用ガイドライン (基本編)

2. 主要テーマの進捗と課題

(4) 「インボイス制度」導入に向けた対応

- ・本年3月に「手引書（第2版）」を公開、会員卸企業への啓蒙を図る
- ・メーカー各社、小売業団体との相互認識共有のための活動を実施
 - ・日本チェーンストア協会「税制委員会・ICT委員会」主催説明会
 - ・卸業界「異業種交流委員会」説明会
 - ・メーカー各社向け「日食協主催説明会」11月29日（予定）

(5) 「N-Torus（日食協トラック入荷受付・予約システム）」状況

- ・10月20日現在－導入拠点135拠点（本稼働120、予定15）
- ・2022年度収支見込－事業収入49百万円、経常収支4百万円
- ・本年度における機能向上－複数倉庫・多層階対応、予約機能強化、他

「持続可能な物流の構築」に向けた対応

～フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト（FSP）～

活動報告

～「納品リードタイム延長問題」の振り返り～

- ・2019年7月 全日本トラック協会 食料品部会 意見書発出
- ・2019年9月 日食協「リードタイム（LT）延長化について」
- ・2020年6月 製・配・販連携協議会 ロジスティクス最適化WG
LT延長問題「基本的な考え方と取組の方向性」
- ・2020年11月 日食協「賛助会員幹事店会」
メーカー・卸間で「LT延長問題」の初めての協議
- ・2020年12月 SBM8社と卸6社の共同ワーク開始
～
・受注締め時間後倒しの実証実験
- 2021年10月 ・製配販各層が取り組むべき施策を取りまとめ

製配販各層が取り組むべき施策～持続可能な物流実現のための施策

「持続可能な加工食品物流」の構築を進める上で、製配販各層が取り組むべき施策

【製（メーカー）】

- リードタイム延長を前提とした受注締め時間の後倒しの取組み（第1ステップ：13時受注）
- リードタイム延長実施と合わせた、柔軟な緊急対応の許容

【配（卸 店）】

- メーカー発注の原則EDI化、緊急対応等、負荷業務の抑制
- リードタイム延長に伴う需要予測精度向上に努める
- リードタイム延長による一定の在庫増加リスクへの柔軟な対応

【販（小売業）】

- 賞味期間180日以上の商品について、納入期限を賞味期間2分の1 残しへの統一化
- 小売⇒卸間での定番発注締時間の前倒し
- 特売、新商品の適正リードタイム日数確保と計画数量化・追加の抑制

「製配販3層の新たな取組み」

～フードサプライチェーン・ サステナビリティプロジェクト（FSP）～

1) - ①「FSP会議」発足の背景と目的

◎背景

i) フードサプライチェーンにおける全体最適構築の遅れ

製配販ともに自己の都合を最優先に考えた結果、部分最適が優先され、全体最適構築の観点が疎かになってしまった。

ii) 喫緊の課題は「持続可能な物流の構築」

物流の「2024年問題」を始めとして、コストの上昇も去ることながら、物流の維持自体が問われる状況となっている。

iii) メーカー・卸間での取組み（前項 SBM 日食協 共同ワーク）

フードサプライチェーンに関する取組みの実現にはメーカー・卸のみならず小売まで含めたサプライチェーン全体での対応が必要との認識に至った。

iv) フードサプライチェーン全体におけるサステナビリティの追求

「持続可能でローコストな体制の構築と社会貢献」が実現されるものであり、その意味で「物流」「情報流」は3層間において協調分野である。

『**持続可能な物流の構築**』に向け、
製（メーカー）・配（卸）・販（小売）の3層間が連携が不可欠。
⇒**FSP**（フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト）を設立（22年4月～）

1) -②「FSP会議」発足の背景と目的

目的

i) 3層間での情報共有

「物流」「情報流」については協調分野という認識の中で、それぞれが行っている業務内容と、それがどのような負荷となっているかについて、その内容・実態を情報共有・理解を図るものとする。

ii) 全体最適を妨げる「商慣習」の洗い出しと見直しへのアプローチ

製配販のそれぞれにとって当たり前と認識されている「物流・情報領域の商慣習」を全体最適からの観点で洗い出し、その見直しと新たなルール作りを検討する。

iii) 将来にわたって存続する強固なフードサプライチェーンの構築

フードサプライチェーン全体の使命である「生活者への途切れることのない食品供給」を維持発展するための強固でレジリエントなフードサプライチェーンの構築を優先し、そこで創造された利益を共有する。

2) 構成団体

(小売業)

- 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 (JSA)
- 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 (NSAJ)
- オール日本スーパーマーケット協会 (AJS)

(卸売業)

- 一般社団法人 日本加工食品卸協会 (NSK)

(製造業)

- 食品物流未来推進会議 (SBM)
味の素、カゴメ、キッコーマン食品、キューピー、
日清オイリオ、日清製粉ウェルナ、ハウス、ミツカン

※当初は下記5団体で発足するが、今後は当会議の主旨・目的に賛同いただける団体の参画を募っていく。

「FSPが目指す姿とマイルストーン」

～持続可能な物流実現のための施策～

Copyright © 2019 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

16

持続可能な加工食品物流構築に向けての取り組みマイルストーン(案)

～2024年問題を時間軸とした具体的取り組み～

(1)納入期限の統一化

賞味期限180日以上商品の小売業への納品期限を賞味期限1/2残しに統一

製配販各層取組		2022年		2023年				2024年	
		7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
販	賞味期限1/2残し許容	啓蒙活動		実施状況確認	賞味期限1/2残しによる納品受入完全実施				
		現状調査	実行スケジュール策定						
配	納入期限+在庫日数許容	啓蒙活動		実施状況確認	納入期限+在庫日数による入荷受入完全実施				
		現状調査	実行スケジュール策定						
製	賞味期限延伸日付年月表記	賞味期限延伸商品開発・リニューアル商品発売							
		賞味期限の年月表記							

2024年問題

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

持続可能な加工食品物流構築に向けての取り組みマイルストーン(案)

～2024年問題を時間軸とした具体的取り組み～

(2)定番発注締め時刻の変更

小売業→卸への発注締め時刻12時(前倒し)、卸→メーカーへの発注締め時刻15時(後倒し)

製配販各層取組		2022年		2023年				2024年	
		7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
販	卸への12時迄の発注(前倒し)	啓蒙活動		実施状況確認				卸への定番発注時刻12時迄実施	
		現状調査	実行スケジュール策定	システム改修 店舗オペ教育					
配	需要予測精度向上 メーカ発注原則EDI化	小売業からの定番受注の需要予測精度向上							
		メーカへの発注原則EDI化				メーカへの発注完全EDI化			
製	卸からの受注15時迄(後倒し)	特定メーカ・卸・エリアによる実行・啓蒙活動				卸からの受注時刻後倒し実施			
		SBMメーカとの取組み実施				他メーカとの取組み実施			

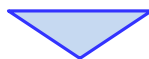
2024年問題

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

メーカー・卸間 定番発注締め時間の変更

◎メーカー受注後ろ倒し課題

- ①在庫移動業務フローの調整
- ②受注業務のフローの変更
- ③物流センター業務(在庫移動・出荷作業)の調整
- ④締め時間後ろ倒しに伴う各種システム I / F
- ⑤例外納品先(N1納品先もしくは11時締め先など)の併存対応可否



第1ステップ: 13時受注締め

- ・2021年6月～7月「発注締め時間の調整」メーカー・卸間 実証実験実施
メーカー:味の素、キューピー
卸売業:伊藤忠食品、加藤産業、国分G、日本アクセス、三井食品、三菱食品
- ・2022年3月～4月 キッコーマン食品・上記卸売業6社
- ・2022年7月4日～ キューピー 14時受注締め開始

Copyright © 2019 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

19

小売・卸間 定番発注締め時間の前倒しー卸受信時間の状況

- ・日本チェーンストア、オール日本スーパーマーケット、日本スーパーマーケット、全国スーパーマーケット、日本チェーンドラッグストア
上記団体所属小売業の日経全国スーパーマーケット売上上位100社企業 + エリア主要企業を加えた計108社について、日食協加盟卸へヒアリング調査

- ◆ 定番 卸受信時間（時間帯別・部門別・企業数）
約半数の企業が12:00以前に受信
12:01～15:00受信企業の前倒しが望まれる

受信時間	企業数		
	食品	酒類	菓子
～12:00	51	51	42
12:01～13:00	9	10	9
13:01～14:00	18	22	18
14:01～15:00	11	10	7
15:01～	14	9	9
調査中	5	6	23
合計	108	108	108

Copyright © 2019 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

20

持続可能な加工食品物流構築に向けての取り組みマイルストーン(案)

～2024年問題を時間軸とした具体的取り組み～

(2) 特売・新商品の適正リードタイム確保と計画数量化・追加発注の抑制

小売業→卸への特売・新商品の納品日8日前迄の確定発注と追加発注の抑制

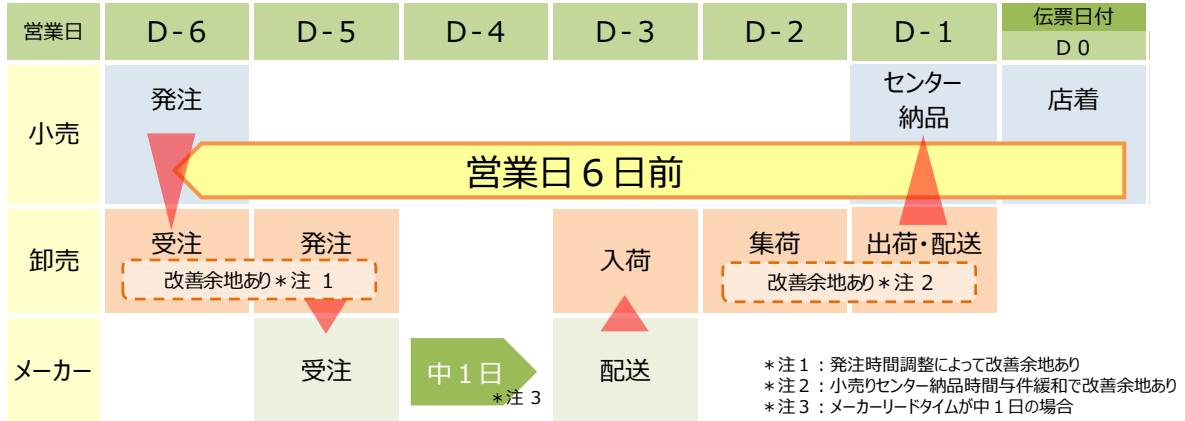
製配販各層取組		2022年		2023年				2024年	
		7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
販	納品日 8日前迄の 確定発注	啓蒙活動		実施状況確認				実施	
		現状調査	実行スケジュール策定	システム改修 店舗オペ教育					
配	受注内容の 在庫確保 入荷車両の 削減	受注内容の在庫確保						2024年問題	
		現状調査	実行スケジュール策定	メーカーからの入荷車両削減に資する発注方法への切り替え					
製	受注内容の 在庫確保 納品車両の 削減	受注内容の在庫確保						2024年問題	
		現状調査	実行スケジュール策定	卸への納品車両削減					

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

特売・新商品受注の「現状」と「理想とする計画発注（営業日6日前）運用」

【現状】・特売LT不足と追加の常態化により卸は予測在庫となり、故に誤差が欠品・ロス在庫の要因となる
・初回発注数の精度向上と追加ルールの明確化が課題

【特売・新商品 理想運用】・特売・新商品注文（追加含む）の営業日6日前数量確定発注
・初回発注数精度を向上させ、極力追加の発注を抑える



小売からの特売・新商品注文の営業日6日前受信により、休日を加味した場合においても、
メーカー・卸とも安定した車両確保・商品供給が可能となる
※特売期間の追加が発生した場合も営業日6日間のリードタイムを確保する

「関東支部経営実務研修会」開催

【日 時】 2022年11月9日（水）14:00～

【会 場】 日食協 会議室から Zoom（ウェビナー）によるオンライン開催

- 【次 第】
- ・ 支部長挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 関東支部 支部長
株式会社日本アクセス 代表取締役社長 社長執行役員
佐々木 淳一
 - ・ 事業活動報告
（一社）日本加工食品卸協会 専務理事 時岡 肯平
 - ・ 講演
「食品流通の未来は？」 -商品マスターからのDX-
株式会社ジャパン・インフォレックス 代表取締役社長
西田 邦生 氏

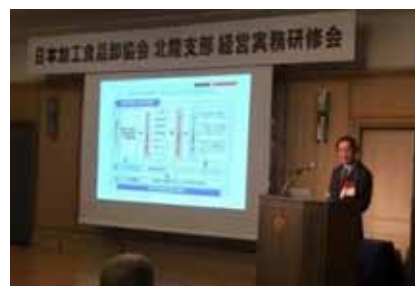


「北陸支部経営実務研修会」開催

【日 時】 2022年11月15日（火）16:00～

【会 場】 ホテル日航金沢 3階「孔雀の間」

- 【次 第】
- ・ 支部長挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 北陸支部 支部長
カナカン株式会社 代表取締役会長 荒木 章
 - ・ 活動報告
（一社）日本加工食品卸協会 専務理事 時岡 肯平
 - ・ 講演
「食品流通の未来は？」 -商品マスターからのDX-
株式会社ジャパン・インフォレックス 代表取締役社長
西田 邦生 氏



「北海道支部交流会」開催

【日 時】 2022年11月17日（木）15:30～17:20

【会 場】 札幌パークホテル パークホール AB

- 【次 第】
- ・挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 北海道支部 副支部長
国分北海道株式会社 代表取締役社長 執行役員 諏訪 勝巳
 - ・活動報告
（一社）日本加工食品卸協会 専務理事 時岡 肯平
 - ・講演
「食品流通の未来は？」 -商品マスターからのDX-
株式会社ジャパン・インフォレックス 代表取締役社長
西田 邦生 氏
 - ・挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 北海道支部 世話人会代表
北海道味の素株式会社 代表取締役社長 松本 征之 氏



「東北支部経営実務研修会」開催

【日 時】 2022年11月21日（月）15:30～17:20

【会 場】 ホテルモンテレ仙台 3階「翠鳴館」

- 【次 第】
- ・挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 東北支部 支部長
佐藤株式会社 代表取締役社長 佐藤 淳
 - ・講演
「食品流通の未来は？」 -商品マスターからのDX-
株式会社ジャパン・インフォレックス 代表取締役社長
西田 邦生 氏



* 西田邦生氏の講演資料は後段（53 ページ）に掲載しています。

「2022 年度日食協東海支部・中食連 合同懇談会」開催

【日 時】 2022 年 11 月 22 日（火）16:00～18:00

【会 場】 名古屋観光ホテル 3 階「那古の間」

- 【次 第】
- ・ 挨拶
中部食料品問屋連盟 会長
（一社）日本加工食品卸協会 東海支部 支部長
株式会社トーカン 代表取締役社長 永津 嘉人
 - ・ 講演
「食品に係わるナッジの活用術」
青森大学客員教授 竹林 正樹 氏
“ナッジ”は近年行動経済学や心理学で注目を集める、望ましい行動を無意識のうちに行うよう人を後押しするアプローチ。研究が本格化したのは 21 世紀に入ってからの新しい理論で、今回の講演では具体的な事例を交えて分かり易く説明いただいた。



「北海道支部常任幹事会」開催

【日 時】 2022 年 12 月 5 日（月）18:00～

【会 場】 札幌市「一乃喜」

- 【次 第】
- ・ 挨拶
（一社）日本加工食品卸協会 北海道支部支部長
日本アクセス北海道株式会社 代表取締役社長 黒沢 忠寿
 - ・ 事業活動報告と今後の活動について
（一社）日本加工食品卸協会 専務理事 時岡 肯平

「日食協近畿支部・大阪府食品卸同業会 合同実務研修会」開催

【日 時】 2022年12月6日(火) 11:30~13:00

【会 場】 マイドームおおさか2階Bホール

【次 第】 ・講演

「コロナ禍からウクライナ危機へ～為替・内外情勢」

Office W・I・S・H 代表

岩本 沙弓 氏



「九州・沖縄支部連絡協議会・賛助会員連絡会」開催

【日 時】 2022年12月8日(木) 17:00~

【会 場】 ANAクラウンプラザホテル福岡

【次 第】 ・支部長挨拶

(一社)日本加工食品卸協会 九州・沖縄支部 支部長

ヤマエ久野株式会社 代表取締役社長 大森 礼仁

・事業活動報告

(一社)日本加工食品卸協会 専務理事 時岡 肯平

令和5年度税制改正等に関する要望書 税務問題対応 WG

令和4年10月14日

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部

食品流通課長 武田 裕紀 殿

一般社団法人 日本加工食品卸協会

会長 國分 晃

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当業界に対しまして格別のご指導を賜り、有り難く厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度「税制改正等に関する要望」を弊協会としてとりまとめました。

つきましては、別紙のとおり提出させていただきますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(担当・連絡先)

一般社団法人 日本加工食品卸協会

専務理事 時岡 肯平

電話 03-3241-6568

令和4年10月

令和5年度
税制改正等に関する要望書

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 晃

1. 消費税関連の課題

1) 軽減税率制度の廃止

複数税率導入後も、軽減税率と標準税率の線引きは未だに難しく、新たな商品、取引が発生する都度、個別で税率の確認を行う必要があるため慎重な判断が要される。仮に適用税率誤りを税務調査などで指摘された場合に過去に遡及して訂正することが現実的に困難であり、取引先にも影響を与えかねない。適格請求書等保存様式（インボイス制度）導入により免税事業者が課税事業者を選択する際にも足枷になりかねない。複数税率のマスタ管理、取引先との税率の確認、複数税率での申告などの事務負担を軽減するため、軽減税率制度は廃止し従来の単一税率に戻していただきたい。

2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

①導入の緩和

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は令和5年10月に導入され、免税事業者と取引を行った場合には仕入税額控除が段階的控除となるが、課税事業者側はこの経過措置におり、多大なシステム改修と事務負担を伴うことから、免税事業者との取引については一律に仕入税額控除不可としていただきたい。

②買手によるインボイスへの追記についての経過措置

買手によるインボイスへの追記について、インボイス制度導入後からは認められないとされている。インボイス導入時までに各社はシステム改修等の対応を行うものの、導入時点で売手のシステムの不備等で買手において仕入税額控除が出来ないことが生じる可能性があるため、一定期間の経過措置を講じていただき、その期間中は買手において追記可能となるようにしていただきたい。

③3万円未満の取引についての仕入税額控除の適用

3万円未満の取引について、現行の区分記載請求書等保存方式では帳簿保存のみで仕入税額控除が認められているが、インボイス制度では一部を除いて原則全取引にインボイスが必要となる。営業活動においてタクシーやコンビニエンスストア、喫茶店などを使用した際に、その店舗が適格請求書発行事業者であるかによって控除できるか否かが変わると現場で混乱が生じ、事務作業の負荷が大きくなる事が予想される。そのため、インボイス制度においても3万円未満の取引については、たとえ免税事業者との取引であっても帳簿保存のみで仕入税額控除を受けられるよう現行の制度を継続していただきたい。

④売り手負担の振込手数料について

当業界においては、商品販売を行う際に売り手が振込手数料相当を負担する商習慣があるが、この振込手数料について適格請求書及び適格返還請求書の交付義務を免除していただきたい。現状、販売時における売り手負担の振込手数料相当のインボイスの対応方法は、買い手から適格請求書入手する方法、売り手から適格返還請求書を交付する方法、さらに買い手側が振込手数料相当を立て替えたものと考え、買い手が金融機関が交付した振込サービスに係る適格請求書、もしくは買い手より立替金精算書等を受領する方法がある。いずれの方法を採用するにしても、売り手負担の振込手数料相当のインボイス制度対応について、売り手、買い手双方に対して相当な事務負担を強いることとなる。その一方で、その金額は僅少であり、金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスについては適格請求書の交付が免除されることから、商品販売代金等の決済に係るものについては、商慣習を尊重して頂き事務負担が増えないよう適格請求書あるいは適格返還請求書の交付義務を免除する措置を講じてほしい。

⑤免税事業者へ支払を行った棚卸資産に係る消費税相当額の取扱い

インボイス制度導入後、経過措置の期間中に免税事業者へ支払いを行った場合には、仕入税額控除を受けることが出来ない本体価額に係る消費税額の20%(又は50%)の部分の消費税相当額の金額については、法人税法上本体価格に含めて処理することとなっているが、棚卸資産など期末で資産計上するものについては処理が煩雑となる。棚卸資産に係る経過措置に係る消費税相当額においては、通常の控除対象外消費税額と同様に、当該金額を損金経理することで発生した事業年度での損金算入としていただきたい。

⑥適格請求書発行事業者番号検索要件の拡充

国税庁HPの適格請求書発行事業者の検索サイトについては現在適格請求書発行事業者番号から検索する方法しかなく、取引先の登録があるか否か確認できず実務上のツールとして使い勝手がよくない。会社名や本社所在地(都道府県、区)等で絞り込みができるよう改修をお願いしたい。

3) 補助金等税制措置対応

インボイス制度のためのシステム対応コストは中小企業に限らず全企業で発生しているため、中小企業に限らず全企業に対して補助金制度等の税制措置をとっていただきたい。特に当業界は取引先が他の業界に比べて圧倒的に多く、対応コストも他業種に比べ多くなることから優先して手厚い補助金制度をお願いしたい。

4) 仕入税額控除の計算方法の変更

現在、仕入税額控除の計算は、「課税売上割合が95%未満」又は「課税売上高が5億円超」の場合、個別対応方式・一括比例配分方式により計算される。

課税売上割合が95%以上の事業者で、課税売上高が5億円超のものについては、控除対象外消費税は少額となるにも関わらず、課税仕入れを課税売上対応分、非課税売上対応分、共通売上対応分に複数税率で区分する必要があるが、この区分をすることはかなりの事務負担となっている。「課税売上高が5億円超」に該当する企業は、全額仕入税額控除の対象として頂きたい。

5) 消費税の本体価格表示の恒久化

令和3年3月31日をもって転嫁対策特別措置法が失効となり、原則総額表示義務となったが、このことは消費マインドの減退につながり、事業環境をさらに圧迫するとともにデフレ化の促進を招く恐れがあるため、本体価格表示(外税表示)を認め、事業者が表示方法を選択できるようにしていただきたい。

2. 公平・中立・簡素に照らし合わせた税制の整備

1) 法人税及び消費税

①受取配当等の全額益金不算入

受取配当等の益金不算入制度は二重課税排除のために設けられた制度である。しかし、近年、財源確保の観点から、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられており、二重課税排除の趣旨に反している。したがって、受取配当等を全額益金不算入としていただきたい。

②所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止

法人が株式等を外部から取得した場合、自己の保有期間以前の期間に対応する配当等に対する所得税の控除は制限されている。制限を受けた所得税額は、当該株式の取得者側も譲渡側も控除を受けることができない。このことは、納税者に不利となっている。また、納税者においては所有期間に対応する税額の算定が必要となり、事務負担となっている。したがって、配当等の支払いを受けた段階で当該株式を保有している法人において、その所得税の全額を控除できるようにしていただきたい。

③一括償却資産制度の廃止

実務負担が重い現行の制度を廃止し、当該資産の一括損金算入を可能としていただきたい。

④電話加入権の損金算入

実質的に市場価値のない電話加入権は全額損金算入可能としていただきたい。

⑤欠損金の控除限度額の撤廃・繰越欠損金の控除期間を無制限とすること

欠損金繰越控除制度は、控除期間が10年間に制限されている。控除限度額についても、中小法人等を除き、繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額とされている。欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であるから、本来制限すべきではない。ここ最近では減資をして繰越欠損金を全額使用する企業も現れている。資本金基準によって繰越欠損金の控除限度額が異なるのは公平ではない。よって、欠損金の控除限度額を撤廃した上で繰越欠損金の控除期間を無制限としていただきたい。

⑥大法人に対する留保金課税の撤廃

現在、中小法人においては、内部留保を充実させるという目的で留保金課税が撤廃されている。大法人においても内部留保を充実させ、将来の投資に資金を回すことの方が経済に与える影響も大きいと考える。新型コロナウイルスの影響による業績の悪化に伴い資本金を1億円以下とし留保金課税の適用対象外となる大法人も出てきていることから、大法人に対する留保金課税も撤廃していただきたい。

⑦交際費の損金不算入制度の緩和

現在交際費課税の特別措置（大企業においては接待飲食費の50%損金算入の特例、中小法人においては800万円の全額損金算入）は時限措置となっている。飲食店の時短営業や酒類の提供禁止など、コロナ禍で交際費の使用自体が制限され、縮小傾向にあることから、コロナが終息した際には、元来の制度趣旨である飲食店等に対する需要喚起や派生需要による経済活性化等を図るべく、大企業においても交際費の100%損金算入を認め、積極的な交際費の使用を促す対応を検討していただきたい。なお、交際費の全額損金算入が認められない場合には、現在時限措置となっている接待飲食費の50%損金算入の特例を本則化していただきたい。

⑧ソフトウェアの耐用年数の見直し

現行のソフトウェアの耐用年数は、複写して販売するための原本及び研究開発用のもの以外は一律5年と定められているが、現在のIT発展は目まぐるしく現行の定めでは現状に則していないと考えます。そのため、ソフトウェアの内

容に応じた耐用年数の見直しをしていただきたい。

⑨貸倒引当金の損金算入

平成24年4月1日以降開始事業年度から大企業においては貸倒引当金の損金算入が認められない改正が行われた。長期化する新型コロナウイルスの影響を受け、企業の倒産リスクが増えている中、債務超過など業績が悪化した取引先に対して金銭債権を有しているときは、大企業においても個別評価金銭債権の貸倒引当金繰入限度額について一定額の損金算入を認めていただきたい。金銭債権が不良債権となり、債権回収が困難となった企業に対しても現状の通り貸倒引当金繰入額について損金不算入となると、実際に貸倒損失が確定するまで長期にわたって損金算入ができない。企業会計上も貸倒損失を見積もって貸倒引当金を繰り入れる慣行が確立されており、個別貸倒引当金に関しては一括貸倒引当金に比べて貸し倒れの可能性が高いことから、法人税法においても別段の定めにより貸倒引当金の計上を再度認めていただきたい。

2) 印紙税の廃止

印紙税は契約書等、印紙税法に合致した文書に課税されるものであるが、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税対象とすることに合理性がなく時代に即していない。媒体によって印紙課税の要否が変わるのは税の公平性に反しており、速やかに廃止していただくか、課税対象範囲の縮小をしていただきたい。

3) 地方税

①償却資産税の廃止もしくは法人税法との統一化

償却資産税は、償却資産を保有している企業に負担を求める制度である。企業の業種により償却資産の保有規模は異なり、償却資産を保有しない業種と償却資産を保有することで成り立つ業種とで税負担が異なり、課税の中立性の観点からは好ましいことではない。したがって、償却資産税は廃止していただきたい。もしくは、事業者の事務負担軽減のため、法人税法の減価償却の計算方法との合致および申告時期の法人税との統一化を図っていただきたい。

②法人地方税の申告納付処理の一元化

現在、申告・納税手続きは、国及び個々の自治体ごとに申告書を作成し、納付を行っている。また、修正申告等により還付が発生した場合は、個々の自治体から還付通知が送付され、還付金も個々に入金されている。これを国・自治体で統合し、ワンストップ化を推進していただきたい。

③事業所税の廃止

人口30万人以上の都市のみに課税されるのは公平ではない。また、事業所用家屋に対する課税（資産割）は固定資産税にて、従業者に対する課税（従業者割）は外形標準課税対象企業における事業税にて納税しており、事業所税としての課税は二重課税と考える。加えて、課税対象面積の確認等実務も煩雑である。したがって、事業所税は廃止していただきたい。

4) 申告納税の環境改善および業務効率の改善

申告、納税に係る事務負担の軽減、業務効率の改善を図るため以下の項目を実現していただきたい。

①e-TAX、eLTAX、多国籍企業情報の報告コーナー（e-TAX）のポータル画面の統合

②地方税の書式の統一、eLTAXの対応書類拡大、ダイレクト納付やペイジーの全自治体導入

③法人税の電子申告義務化に伴うe-TAX仕様改善

決算書、内訳書、BEPS等データ取り込みエラー表示を明確にさせていただき、申告の利便性を高めていただきたい。

④電子機器を用いた柔軟な税務調査の実施

税務調査においては対面調査が基本であるが、今回のコロナウイルス感染症の影響もあり、テレビ会議・メール等の電子機器を使った税務調査を実施いただきたい。

⑤都道府県、市区町村の書類の統一化

現在、都道府県、市区町村から郵送されてくる申告書や通知書のフォーマットについては、自治体により大きさや記載内容について様々となっているため、全自治体のフォーマットを統一していただきたい。

⑥国税利用者識別番号と地方税IDの統一

国税、地方税の電子申告を行う際には、利用者識別番号と地方税IDが必要となるが、両番号は取得するためのシステムが異なることから、取得するにあたってはそれぞれのシステムに同じ情報を入力することになり事務負担となっている。そこで、両番号を統合してよりシンプルにしていきたい。

⑦タックスヘイブン税制整理にあたっての情報提供

タックスヘイブン税制の適用にあたり、諸外国の状況を確認することの事務負担は大きいことから、国税庁ホームページに諸外国の税率一覧表や諸外国での非課税所得の一覧などタックスヘイブン税制を整理する際に資する資料を掲載していただきたい。

以上